

“遅れてきた開発”と地域社会

——富津埋立開発と漁民社会の変様——

柴 田 弘 捷

はじめに

千葉県の東京湾岸埋立地を中心として形成された京葉臨海工業地域は、管理中枢機能を担う東京をはさんで、戦前からの京浜工業地域と連結、京浜・京葉工業地帯を形成し、日本独占資本主義の中枢の一面を占めている。この京葉臨海工業地域は、周知のように、戦後の日本経済の高度成長期に、東京湾岸を埋立・土地造成した上に形成された。

浦安市から君津市・富津市に至る、図1にみられるような「巨大人口アーチ」を思わせる埋立造成地の面積は、完了・実施中を合せて、戦後日本の埋立総面積の実に二〇%占める一万一千八百五ヘクタール（一九七九年三月末現在）におよぶ。そこには、新日本製鉄と川崎製鉄の二つの巨大な製鉄所と丸善石油化学、三井石油化学工業、住友化学工業を中心とする三つの石油化学コンビナート、石油精製会社四社（精製能力八六万五〇〇〇BPSD、一九七七年度末全国第二位）、東京電力の四つの火力発電所（出力九五六〇TKW/H、七九年度末）などを中核として、製造業に限っても、五六〇の事業所に六万八〇〇〇人の従業者（千葉県の製造業従業者の二四%）

東京湾

東京湾横断道

0 1 2 3 4 5 10KM

136

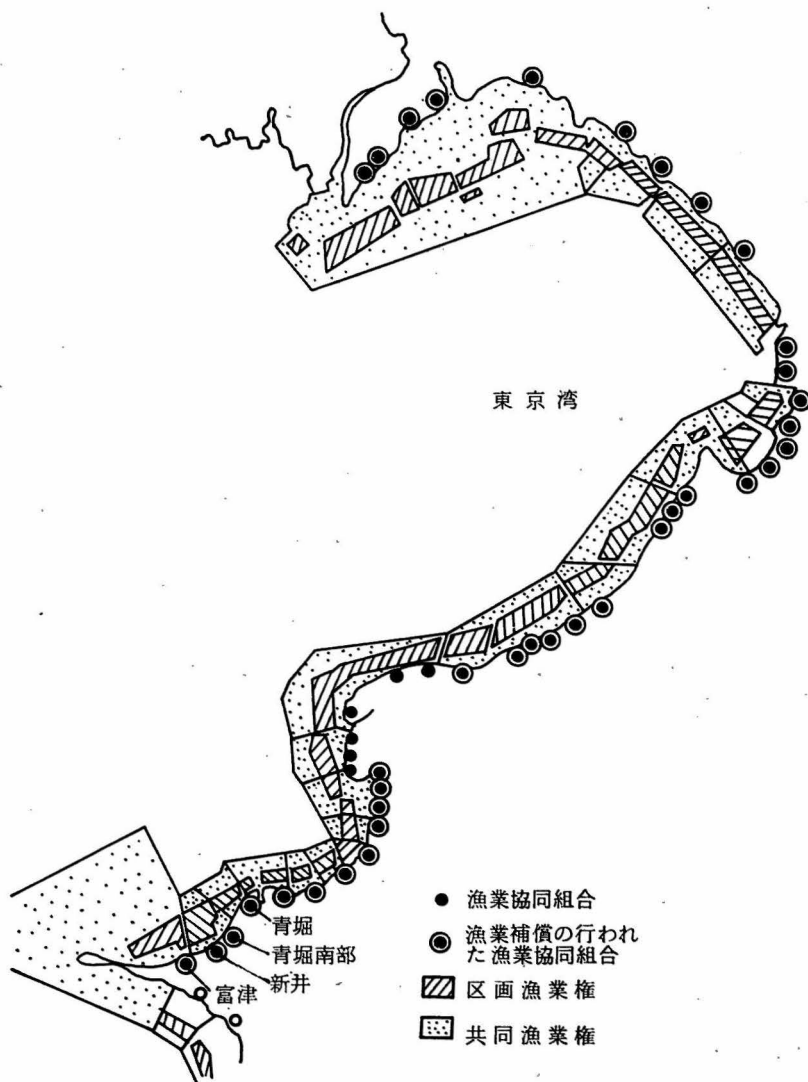
を擁し、製造品出荷額等は六兆二八一五億円（千葉県そのの六四％、以上、一九八〇年工業統計調査）に達し、日本の有数な重化学工業地帯となり、農漁業県であった千葉県を一躍工業県に転換させたのである。

しかし、この海岸線埋立による重化学工業地帯の形成は、他方では、日本有数の浅海・海面漁場を喪失させることとなり、海苔養殖、採貝、沿岸漁業を中心としていた東京湾沿岸漁業を崩壊させ、漁民の生業を奪った。すなわち浦安から富津に到る海岸線がほとんど埋立地となり、当時存在していた四二漁業協同組合のうち、一九五四年の蘇我漁協に始まり、七九年三月末までに三七漁協、延組合員二万三五五一人（うち正組合員二万一三〇七人）、漁場面積延二万八一二ha、に対して漁業権の全部又は一部放棄させることとなった（図2）。その結果、千葉県内湾で残っている漁協・漁場海域は、木更津市内七漁協および行徳の海域のほか、埋立て後一部残っている海面で、漁業権放棄後、短期免許を受けている船橋、第二行徳漁協の海域、および埋立縮少で残っている富津の海域だけとなり、この範域での漁業経営体は、漁業権放棄後の暫定継続を含めて、わずか二六〇六、漁業就業者は四五四八名にすぎなくなった（一九七八年漁業センサス）。

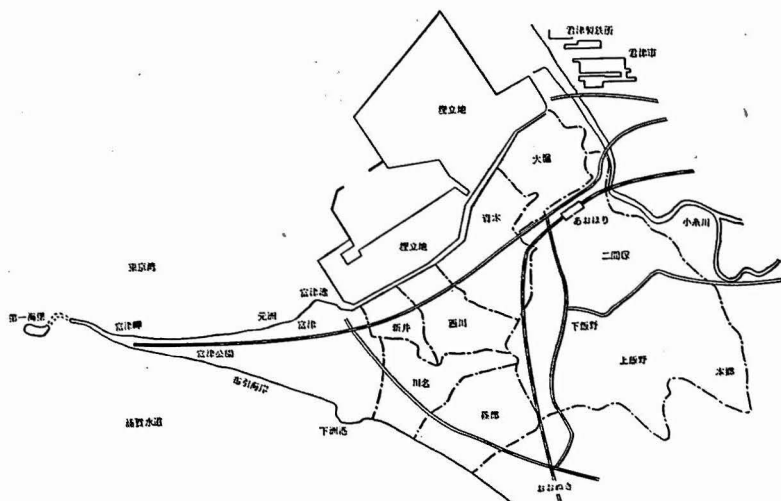
このように埋立てによる臨海工業地帯の形成は、一方における重化学工業化とそれに伴う全国からの従業員とその家族の流入、他方における漁業の崩壊、漁民社会の解体によって、地域社会の構造を著しく変貌させてきた。

このような京葉工業地帯形成に伴う地域社会の変貌に関する研究はこれまでに枚挙にいとまがないほど多数あるが、その多くは、高度成長期を中心にしたものであった。加えて、京葉臨海部の埋立開発は終局面を迎えたといえ終ったわけではなく、「東京湾最後の大型埋立」といわれた富津地区の埋立は、その規模が縮小されたとはいえ、現在進行中である。

図2 内湾の漁業協同組合の位置と漁業権の状況



〔出所〕 京葉臨海工業地帯調査委員会編『京葉臨海工業地帯——工業化の実態と地域社会の変貌——』（1966年、千葉県開発局）p. 438の図より作成



本論に入る前に、富津地域について簡単に素描しておこう。

富津地域は、図3にみられるように、新日本製鉄君津製所の立地している君津市に隣接し富津岬北側の海苔養殖や採貝の浅海漁業に適した海岸線を含む農漁村であった。それは、漁業を中心とした富津町（漁業就業者四五％、男子は五三％、農業就業者二七％、女子は四三％）と半農半漁であった青堀町（農業就業者四四％、女子は七〇％、漁業就業者二四％、男子は三五％）と純農村であつた飯野村（農業就業者八三％、就業者割合はいづれ

も一九五〇年「国勢調査」が一九五五年三月に合併して富津町を形成した。五五年国調によればこの富津町の就業構成は、農業就業者三九%、漁業就業者三二%、製造業就業者はわずか六%で農漁業就業者が七割以上を占めていた。富津町はその後、埋立て開発の受皿形成のため隣接する天羽町、大佐和町と合併し（一九七一年）富津市を形成する。なお本稿で扱う「富津地域」はこの三町合併以前の行政単位としての「富津町」の範域とする。富津地域の変様は、後に詳述するように、初期の富津埋立が構想され漁業権放棄問題が起った頃からその底流がみられ、本格的には、君津製鉄所の稼動（一九六〇年代後半）による影響と、「富津埋立開発計画」による漁業権放棄問題の具体的な進捗（六〇年代後半）を契機として始まり、第二段階は埋立開始の遅れ、埋立計画の変更・縮少のなかで、不況下の漁民の動向、としてあらわれる。

（１） 柳下勇編『京浜・京葉社会論』（有信堂、一九八三年刊行予定）の「補章 研究の動向と課題」（吉原直樹稿）参照。

一、富津埋立開発の経緯

京葉臨海工業地帯形成の「構想と現実」の動きのなかで、富津地区の埋立開発の（^①）「計画と現実」も大きく変様をとげてきた。

富津地区を含めた埋立開発の構想は一九五一年に策定された「千葉県総合開発計画」にみられるが、県当局による最初の具体的計画は、六二年に策定された「千葉県長期計画」である。ここでは京葉臨海工業地帯造成の一環として、木更津臨海工業地域（木更津市・君津町、富津町、袖ヶ浦町の一部）約二九七〇haの造成が計画され、富津を含む地域は木更津南部地先として鉄鋼コンビナートが計画されていた。

ところで「長期計画」策定以前に、富津地域を含む木更津・君津地区には次のような事態が生じていた。

一つは、県の工業地帯形成の具体的な構想がないまま、君津に八幡製鉄（現・新日本製鉄君津製鉄所）の進出が決定し、一九六二年三月には埋立が着工していたことである。つまり、全体計画がないまま具体的な事実が行っていたのである。

他の一つは、民間の開発構想が提起されそれが時の閣議了承事項にまでなっていたことである。これは、「小川（栄一）構想」といわれ、一九六〇年一二月に、東京の過密解消のため、神奈川および木更津地区に二万三千haの工業・住宅団地を造成、木更津地区は、国土総合開発会社（社長小川栄一）を設立し、富津岬を中心に七千haを埋立て、工場地帯を造成する、さらに東京湾横断橋を調査する、というものであった。この小川構想は、六一年七月の東京湾開発関係閣議において「極めて適当な考えであると思うので、政府は関係当局を中心とし、これに協力する方針をとるよう意志統一しておいていただきたい」という時の経済企画庁長官・藤山愛一郎の発言を閣議了解事項とした（経企第76号、昭和36年7月18日「閣議発言要旨通知の件」）。しかし、この小川構想は、時の県執行部（柴田知事、宮沢弘副知事）が民間主導の埋立開発に反対、国土総合開発の埋立申請を許可せず、さらに官民共同開発を主張する友納武人が知事に就任することによって現実化しなかった。

このようななかで、「長期計画」の策定、それにもとづく「千葉県総合五ヶ年計画」（六四年）、「千葉県地域計画」（六五年）が策定され、そこでは八幡進出の君津地区を中心に、木更津・君津・富津地区として三三五〇haの土地造成を行ない、そこに、鉄鋼・非鉄金属、石油精製、石油化学、電力等の基幹産業を配置し、「京葉臨海工業地帯の一大開発拠点として整備促進をはかる」とされた。

六六年五月には東京電力が分譲申請を行ない、ついで一月に三井、三菱両グループが進出表明、さらに新日鉄

と国土総合開発が分譲申請を行なうなかで、県の「臨海土地造成計画」で重化学工業用地として富津地区一三六〇haの埋立計画が策定される(六六年一月)。六六年の「臨海土地造成計画」においては一三六〇haの石油化学コンビナート基地とされ、六七年九月の港湾審議会において埋立開発面積を一四二二haにすることが認められ、六九年五月に策定された「新全国総合開発計画」において、首都圏における機能分担の見地から「公害防除について十分配慮のもとに、臨海性工業基地の建設を進める」という形で全国計画のなかに位置付けられ、七〇年に策定された「第三次五ヶ年計画」では一四三九haにまで埋立計画は拡大された。

この間、六〇年頃より地元関係四漁協との漁業権放棄に関する交渉が開始され、六七年頃より交渉は本格化し、後に詳述するように、六八年一月に富津漁協と、七〇年二月に他の三漁協との漁業権全面放棄と漁業補償の交渉が妥決した。

しかし、六〇年代末から公害問題、東京湾保全問題に関する関心と運動の高まり、県当局も「最近における都市化、工業化の急激な進展は、自然環境の破壊、生活環境の悪化をもたらし、こうした環境問題に対する県民の関心はかつてない高まりを見せており、これら県民をとりまく環境も重要な課題である」という認識を持たざるを得なくなり、富津埋立開発の見直しが余儀なくされた。一九七三年八月に策定された「第四次総合五ヶ年計画」においては、「当初の石油コンビナートの立地を中止し、良質燃料の供給基地、鉄鋼アルミ等の二次加工、建材、プレハブ等の住宅産業およびこれらの流通基地としての整備を図る。同時に公共用地、緑地および都市開発関連の中小企業用地を造成する」とその開発目標を変更し、埋立面積も一三二五haと若干縮少した。

さらに、七四年七月—一〇月にかけての「東京湾地域整備連絡協議会(五省庁会議)」で「今後計画をさらにつめる場合の留意すべき事項」として、次の五項目が指示事項として口頭で県当局に示された。

(指示事項)

一、東京湾の埋立ては、広域的な総合計画を策定し、これに基づいて行なわれるべきであり、計画が策定されるまでの間の埋立ては最小限度に止めるべきである。

二、立地業種についての環境アセスメントの検討をさらに続けるべきである。

三、イ 製造業、電力の新規立地は適当でない。

ロ 富津地区は、これまでの経緯があるので、現計画に基づき、従来から検討を進めている業種、地域住民の意向に基づくもの及び環境悪化をもたらさないものであればやむを得ない。

四、都市再開発地として利用することの可能を検討すべきである。

大型の危険物積載船舶の入港は、原則として望ましくないが、入港を認める場合は、安全対策に特段の配慮が必要であり、又、取扱荷物は東京湾内で消費されるものに限定すべきである。

七五年三月の、「地方港湾審議会木更津部会」において、「航行安全対策等の配慮」とともに「環境保全、事故防止対策および地元対策等について十分配慮されたい」との付記事項をつけられて、富津埋立が承認された。

しかし、埋立に着手できないでいるうちに、七三年秋の石油危機を契機とする日本経済の不況が深化し、三井、三菱グループの進出計画の見直し、保留の申し出がなされ(七五年)、加えて県財政も悪化するなかで、計画の四たびの変更を余儀なくされた。友納に代った川上知事は、「富津埋立開発」を公約としていたが、一九七六年九月に策定した「千葉県新総合五ヶ年計画」で「富津地区については、工業用地として埋立地造成事業に着手し、その促進を図る」⁽⁴⁾としたものの、事業の計画を見直し、「とりあえず第一期として六六〇haの埋立を実施することとし、昭和五一年度中に埋立免許を取得したのち、昭和五二年度から着工する計画である」⁽⁵⁾とした。

このように、「富津埋立開発計画」は、その「構想・計画」が一年を経る間にたびたびの変更を経て、その規模を一九六〇年の「小川構想」の十分の一以下、六六年の県の「第二次五ヶ年計画」の半分以上に縮小され、

その「開発目標」も重化学工業、石油化学コンビナート基地から、燃料基地、鉄鋼アルミの二次加工、住宅産業、流通基地、都市開発関連の中小企業用地に変更された。さらに次にみるように、具体的な進出企業がほとんどさまならないまま、「首都圏におけるエネルギー需要の増大、物質流通の増加に対処し、発電所用地、鉄鋼流通加工用地を造成するとともに、都市基盤の整備のため防災施設用地等」⁽⁶⁾に変更されてきたのである。

以上のような曲折を経ながら、一九七三年度末段階で一四八二億円近くもの先行投資をした富津沖埋立て事業は、当初予定を大幅に縮小してともかく七八年四月に開始された。しかし、この埋立認可をめぐる中で今度は中央官庁、環境庁でドラマがあつたといわれる。⁽⁷⁾埋立の認可は運輸大臣が行なうが、そのためには環境庁長官の意見書での必要である。川上知事は「漁業補償など多大な先行投資をしている。このまま打ち切るわけにはいかない。政策課題として取組む」と精力的に動いたが「環境アセスメントがなっていない」ということで、環境庁によって七六年十月に埋立てはストップされていた。七七年五月、港湾審議会の埋立答申が出たとき「年度内着工」を公約した川上知事は、七八年三月、埋立てに伴なう環境アセスメントを環境庁に提出した。しかし、アセスメントは不十分なもので環境庁環境審査課を納得させるものでなく、六九項目におよぶ質問状が県に出された。年度内着工を図る知事は運輸省港湾局長を動かして「今月中に認可されないと、県は、漁民に新たな補償を出さなければならない羽目に陥いる」と環境庁幹部を説得してもらい、質問状の回答をする。「疑問点は必らず解決する。それまで着工はしない」旨の確約書(未発表)をとることで三月三十一日環境審査課はOKを出すことにした。三月三十一日、午後六時に環境庁長官までの決裁がとれ、運輸省港湾局長は、大臣了解のもとで専決で大臣認可を下ろし、千葉県に連絡したのが午後八時をとくに回っていた、といわれる。このようにしてアセスメントに関する「確約書」つきで埋立ての認可がおりた。しかし、千葉県は、「確約書」を無視し、環境庁へ何の答え

も出さないうまま、七八年四月七日、富津でクワ入式を行ない、富津埋立てが開始された。つまり、富津埋立開発は最終的には政治的に決着されたのである。

富津埋立は、①流通加工業の振興、②雇用機械の増大、③都市基盤の整備、④県全域からみた産業配置の適正化、⑤省資源に対する対応、⑥富津市の直面する地域経済格差の是正、⑦首都圏での広域協力への貢献、を目標とし、その土地利用計画は工業用地三八六ha、緑地（含公園）七〇ha、下水処理施設、廃棄物処理施設、防災施設、行政センター用地など一〇四ha等が計画されている⁽⁸⁾。

しかし、八二年現在、進出決定している企業は火力発電所と液化天然ガス貯蔵用地の東京電力と具体的な用途が決っていない新日鉄だけであり、進出を決定していた国土総合開発は、七九年三月、分譲価格一六六億円の四八・九haの用地を経済不振を理由にキャンセルしてしまった。つまり埋立造成面積六四三・九haのうち二四%弱の一五三haしか分譲が決定していないのである。県企業庁は買収手のない土地造成を現在続けているのであり八五年に埋立が完成しても、日本社会の現況からみて目標通り行く可能性は薄い。

(1) 千葉臨海工業地帯形成の構想と現実についての文献は多々あるが、さしあたって以下のものを参照。千葉県作成の第一次から第四次の「千葉県総合五カ年計画」および「新総合五カ年計画」、「新第二次総合五カ年計画」、拙稿「重化学工業化と自治体行政」（前掲『京浜・千葉社会論』所収）

(2) 前出『千葉県第四次総合五カ年計画』五ページ

(3) 同右、二一ページ

(4) 前出『千葉県新総合五カ年計画』三〇ページ

(5) 同右、二七九ページ

(6) 前出『千葉県第二次新総合五カ年計画』（案）二六五ページ

(7) 以下は『毎日新聞』一九七九年七月一日付朝刊「官僚どこをむく 消された法案(9)」による

(8) 千葉県企業パンフレット「富津地区土地造成計画要覧」(一九七九年)より

二、漁業権放棄問題と漁民の対応⁽⁸⁾

——富津漁協を中心として——

富津埋立て問題は、地元では一九六〇年頃から「ぼつぼつ埋立ての話しが持上り⁽¹⁾」、まだ具体的な計画が立っていない段階であった六一年八月に、県から漁業権放棄の申入れが行なわれた。この時点で初めて、富津埋立て問題が地域社会に現実的な問題として提起されることとなったのである。しかし、埋立て計画の推移で示されたように、埋立て計画が具体化しないなかで、当初は埋立て問題は地域社会ではそれほど具体的な動きとしてはあらわれなかった。埋立問題が、富津地域の漁民に深刻さを引き起こすのは六〇年代の後半に入ってからであった。

当時、富津地域には、青堀漁協(組合員三三五名)、青堀南部漁協(同二六七名)、新井漁協(同六六名)、富津漁協(同七三四名)の四漁協が存在し、そこに所属する一四〇二名の組合員とその家族が漁業によって生活を維持していた。以下、富津漁協の漁業権放棄をめぐる漁民の対応を中心にみていこう。

富津漁協(組合員七三四名)では、埋立ての話しが持ち上った段階の一九六〇年一〇月に第一区から第五区までの各区から選出した委員(三七名)と当時の漁協役員全員(六名)計四三名によって「埋立研究委員会」を設置し、埋立問題に対する漁協の取り組みを開始した。一月下旬に、組合員一三八名の要求によって、「埋立に関する状況説明」のための臨時総会の開催、翌六一年一月に委員と業者による説明懇談会の開催、などが行なわれたりした。そのようななかで、六一年八月、県から最初の漁業権放棄の申し入れがなされた。

しかし、富津埋立ての具体的な計画が策定されないなかで、埋立て問題に対する「研究期間」と称する時期が六年余り続いた（もちろん、この間に漁業権放棄に向けての工作が進展していたと思われる）。

六六年に入って、すでにみたように、東電、国土総合開発の分譲申請、三井、三菱グループの進出表明、富津埋立ての基本計画が策定されるなかで、急速に埋立て漁業権放棄問題が具体化し、六七年三月一日、知事より再び漁業権一部放棄の申入れが富津漁協になされた。

富津漁協は、三月二日臨時総会で、「補償その他の交渉に応ずる」ことを決定、四月一日には六一名からなる交渉委員会を設置、一八日、県に「補償交渉に応ずる」ことを回答した。

交渉委員は、すでに漁業権放棄を行なっていた内湾の漁協（代宿、久保田、桜井、坂田、君津）について、(1) 補償金受領後における漁民の心情・就業状況・生活などの実態、(2) 職業対策、等の視察を行なった。

また、五月の定期総会において、「組合員の旧債整理を行ない借金をまとめることで精神的に荷を軽くし、組合員の家庭経理を簡明に」するということで、系統金融機関である千葉県信漁連から五億一二六三万五〇〇〇円の特別融資を「突然のように発表」した。この特別融資は、「期日を過ぎて書替え利息の調達に追われ、結果的には交渉の早からんことを切望する傾向を、多少なりとも生ぜしめたものではないか」とこの年の漁協の「事業報告」に記述されているように、漁業権放棄に向けての促進機能を果した。そこには、当時の漁協幹部の漁業権放棄・埋立承認の姿勢が明らかに読みとれる。

以後、漁業権放棄、補償金交渉に向かって進むこととなる。六七年一二月に、各区ごとに公聴会が開かれ、そこで漁業権の一部放棄か全面放棄かの記名投票が行なわれ（傍点筆者、以下同じ）、七三四名中、全面放棄六六六票、一部放棄六八票の結果がでて、全面放棄の方針で県との交渉を進めることとなった。六八年三月に、再

び各区ごとの公聴会を開き「漁業権放棄・埋立てをやる、だめ」の無記名投票が行なわれた。結果は「可」とするもの五五五票（七五・六％）、「否」とするもの一七三票（二三・六％）無効・棄権六票であった。

六八年五月、県は、漁業権補償金総額六三億三六〇〇万円強を提示し、再度、正式な漁業権放棄の申し入れを行なってきた。

この間、組合員からは、海苔をもう数年（一、二年、四六人、三年一八人、五年二人）続けたい。「土地をもらいたい（三〇坪一人、二〇〇坪一人）」「さらに条件を良くする交渉を」「補償額一人二二〇万円を確保せよ」「転業対策を確立せよ」、「青堀地区のあとで」などの意見や要望がだされ、また、第三区からは(1)知事交渉において補償金の増額を、(2)区画漁業権の短期免許契約を、(3)老令者の小型船舶操縦士の免許については経験年数を考慮し優遇を、という「総合的条件」が出されていた。

交渉は、補償金額の若干の上積み（総額七〇億八三三万円）と、埋立地一〇〇坪を原価より安く払い下げる（この土地の件については、七七年、県が三〇〇万円で買取るという形で金銭解決した）、ということと、一九六八年一〇月三十一日の臨時総会で漁業権放棄を決定した。

臨時総会は、組合が県との補償交渉のために仲立ちを依頼した浜田幸一県議（当時）と佐久間清富津町長（当時、初代富津市長）が〈臨席〉し、組合員も七三四人中七二六人の出席（欠席者八）のもとで開かれた。漁業権放棄を決定する「漁業権区第二〇号、共第一二六号、及び入漁権区第一一号、区第一二号の放棄について同意を求める件」の議案第一号の無記名投票の結果は、原案賛成四九四票（六八・〇％）、反対二二六票（三一・一％）、無効六票であった。漁業権放棄は重要事項として、出席組合員の三分の二以上の賛成を必要とするものであり、結果は三分の二をわずかに上まわる票（九票）であり、規定上は原案は可決されたのであるが、議長は反

対票には埋立てそのものに対する反対ではなく、「補償金配分の方法や扱いなどに不満がある」という発言もあるとして「そのあたりの調整を県との交渉で解決することの約束」で、再度反対者の挙手を求め、「一瞬の静止間を感じない沈黙」のなかで、議長「……再度審議いただき、満場一致をもって、全員の同意を頂きましたことを深く感謝いたします」との宣言で、漁業権放棄を可決したのである。¹⁾

以降、富津漁協は、一月二七日に、県と漁業権放棄の調印式を行ない、補償金の配分、区画整理事業を行ない、明治三五年（一九〇二年）からの組織の幕をとじることとなった。

この過程で見られる漁民社会の特徴は、意志決定における記名投票や挙手の場合と、無記名投票の場合との結果の落差である。ここには、内心は反対であるが、執行部提案には、ということは有力者に対しての批判・反対は「名前がわかる形では出しにくい、出せない」という一種の共同体規制の働きがみられることである。

また、直接の当事者でない、つまり漁民、漁協の組合員でない地域社会の有力者が、県との交渉に介在することである。富津漁協の場合、またように、浜田県議、佐久間町長が漁協の依頼で仲立人となって活動していたし、青堀南部漁協の場合にも、町長が補償金を「増額させるから」とか、浜田県議が「俺の責任で土地一〇〇坪をとってくる」とか発言して、漁業権放棄に向けて漁民を説得する方向で動いていた。

以上のような経過をたどって富津漁協の漁民は漁業権全面放棄を行なったのであるが、他の三漁協（青堀、青堀南部、新井）の漁民も、七〇年二月一八日には、漁業権全面放棄を行ない、富津漁民の富津埋立てに対する第一段階の対応を終えたのである。以後、四漁協は清算過程に入り、形式的には後に見るように全富津漁協に継続される新井漁協を除いて、青堀漁協が八〇年三月、青堀南部漁協が同年五月、富津漁協が八一年一月に、それぞれ解散し、一建の碑が残った。

表2-1 漁協別補償額（単位1,000円）

	富津漁協	新井漁協	青堀南部漁協	青堀漁協	4 漁協計
組合員数	734名	66名	267名	335名	1,402名
区画漁業権	6,876,031	666,138	3,296,115	3,869,816	14,708,100
共同 "	1,477,864	47,578	182,561	253,207	1,961,210
沖魚 "	1,267,370	25,137	214,569	360,602	1,867,678
計	9,621,265	738,853	3,693,245	4,483,425	18,636,988
一組合員平均	13,108	11,195	13,833	13,384	13,290

〔備考〕他に貝仲介業他8業種に対して間接損失見舞金として約9,600万円支払う。

なお、青堀漁協の漁民の埋立て問題に対する対応は、後の漁民の動向と大きく関わる点があるので、その点について一言ふれておこう。

青堀漁協には、当初、「浅海養殖研究会」のメンバーを中心に埋立て・漁業権放棄に強い反対を示す漁民が比較的多く存在していた。彼らはへ埋立て反対の手段として、海苔養殖の代替漁場を要求していた。これに対して、県当局は新漁場の開発申し入れ、富津岬南側下州での漁場開発・試験操業を「浅海養殖研究会」のメンバーを中心に行なった。六九年の試験操業の結果が良好であったことにより、新漁場としての見通しがたつて、漁業放棄の方向に向う結果となった。

富津地域四漁協の漁業権全面放棄に伴う補償金額は表2-1のとおりである。なお、富津漁協の漁業補償額は、三漁協の妥決後、増額されている。

（※）本節の叙述は、主に富津漁協編『富津漁業の歴史』（一九八一年）及び、現地での市役所、漁業関係者の聞き取り調査、による。

（1） 同右『富津漁業の歴史』二九七ページ。

三、地域社会の変様過程

これまでみてきたように、京葉臨海工業地帯形成、なかでも隣接地への世界最大級の製鉄所、新日鉄君津製鉄所の進出・操業と富津埋立開発計画を直接的契機とする漁業の縮小再編は、富津の地域社会を大きく変容させずにはおかなかった。

た。

まず、自治体行政サイドでは埋立開発計画のいくたびかの変更に振り回されながらも、県計画のかかげる流通加工業の振興、雇用機会の増大、都市基盤の整備、富津市の直面する地域経済格差の是正、などの地域に直接かわる「埋立の目標」のもとで、その受け皿として旧富津町、大佐和町、天羽町の三町合併を行ない（七一年四月）市制を施行（同年九月）した。そして埋立地工業開発を軸とした「太陽と海と緑の明るい田園工業都市」をスローガンとした「五ヶ年計画」について「三ヶ年計画」を策定した。しかし、日本経済の長期不況への突入、富津埋立事業の変更、大幅な遅延のもとでほとんど「計画」は現実化しなかった。加えて、地形的にも産業的にも大きく異なり、内在的必然性を持たなかった三町合併は、当然のことながら結合された行政単位、〈地域社会〉として構成されず、旧三町の独自性を保持したままの連合体にすぎない、富津市を持続させてきたのである。このことは、新日鉄という巨大企業進出の影響のあり方、産業間とくに農漁業の振興をめぐって、加えて埋立による漁業再編による漁業者間あるいは漁業継続者と転業者との間の対立と矛盾を複雑にはらみながら、地区間の対立・矛盾は深化させることとなった。

このような矛盾の象徴は、後に見るように合併後一〇年以上経過した現在も市庁舎建設地の合意がなされないことや、一九七九年の市長選挙に五人が立候補して、五人とも有効得票数が得られず再選挙になる、という日本の市長選挙史上例のない事態が生じた、ことなどにみられる。

しかし、とにもかくにも、東電の火力発電所の建設以外、具体的な埋立土地利用、進出企業が決定していないといえ、七八年四月より八五年完成を目指して埋立が開始されたことは、富津市行政に新たな対応を迫ることになった。市は再び七九年三月、埋立工業開発を軸とした新たな「富津市総合計画」——基本構想（昭和五四～六五

年度)、基本計画(昭和五四～六〇年度)―を策定し、新たな変化に対応しようとしている。その基本的構想は、富津地区を大規模工業開発地区とし、大佐和、天羽地区はその後背地として住宅・宅地開発を行ない、加えて、長い海岸線と山間部を観光開発し、相互に機能分担して、「太陽と海と緑の明るい田園工業都市」にしようとするものである。⁽¹⁾

ところで富津市、とくに旧富津町地域は、新日鉄の君津製鉄所の進出・稼動、そして富津埋立開発計画のなかでどのような変化をみてきたのであろうか。〈地域社会〉に焦点をあててみてみよう。なお、合併があったため、資料的には旧富津地域と表示のみのデータで分析できない部分も多くあり、富津市単位になる場合もあるが可能な限り旧富津地域、とくに漁業地域に焦点をあてることしよう。

1 人口、産業・就業構成の変化

富津地域(社会)の変容を、まず、人口、産業・就業構成の変化によってみてみよう。

〔人口〕一九五〇年以降、停滞ないし漸減をつづけていた富津地域の人には、六五年から七〇年にかけて三〇〇〇人強、七〇―七五年にかけては二〇〇〇人の増加で、六五―七五年の一〇年間に三〇%の人口増をみた。しかし、七五―八〇年には再び若干の減少をみた(表3-1)。この動きは住民登録人口によってみるならば、人口増が顕著にみられたのは六七年から七七年までである。とくに、これは富津市域の数字であるが、六八年から七四年にかけては二万五〇〇〇人近くの転入者があり、年平均三五〇〇強の増加で、それまでの一五〇〇人前後の増加を大きく上まわっていた。

つまり、六〇年代後半から七〇年代はじめにかけて、もちろん自然増もあったが、社会増による人口増が富津地域で顕著にみられたのである。しかし、七五年以降は転入数を上まわる転出数がみられ社会減に転じ、それは

“遅れてきた開発”と地域社会

表3-1 人口の推移〈国勢調査〉

	1950年	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年
現富津市域	52,157	51,531	49,762	48,478	52,034	56,649	56,102
富津地域	16,864	16,854	16,567	16,445	19,473	21,478	21,436
大佐和地域	14,998	14,526	14,059	13,971	14,849	16,917	16,656
天羽地域	20,295	20,151	19,136	18,062	17,667	18,254	18,010

表3-2 富地地域年令別人口の変化（1965—70年コーホート）

1970年 年令 コーホート	男			女		
	1965年	1970年	増減 (1965—70)	1965年	1970年	増減 (1965—70)
0—4才	…	837	837	…	776	776
5—9	640	751	11	667	802	135
10—14	711	789	78	715	760	45
15—19	832	877	45	884	809	△75
20—24	831	940	109	831	915	84
25—29	561	818	256	670	796	126
30—34	638	862	224	607	731	124
35—39	653	835	182	630	713	83
40—44	590	719	129	621	663	42
45—49	409	488	79	517	548	31
50—55	363	404	41	496	503	7
55—59	369	380	21	440	438	△2
60—64	375	357	△18	416	390	△26
65—69	339	293	△46	363	826	△37
70—74	259	207	△52	287	284	△3
75—79	147	102	△45	174	143	△31
80才以上	155	72	△83	255	145	△110
合 計	7,828	9,371	1,543	8,573	9,742	1,169

表3-3 富津地域入居時期別人口構成 (1970年)

〈国勢調査〉

入居時期 前住地	実数(人)			割合(%)		
	男女計	男	女	男女計	男	女
人口総数	19,473	9,731	9,742	100.0	100.0	100.0
出生時から	8,577	5,069	3,506	44.0	52.1	36.0
1964年以前	5,816	1,945	3,871	29.9	20.0	39.7
65.1～ 69.9	2,584	1,276	1,308	(100.0)13.3	(100.0)13.1	(100.0)13.4
うち県内他 市町村	715	316	399	(27.7)	(24.8)	(30.5)
県外	847	498	349	(32.8)	(39.0)	(26.7)
69.10～ 70.9	2,458	1,429	1,029	(100.0)12.6	(100.0)14.7	(100.0)10.6
うち県内他 市町村	469	250	219	(19.1)	(17.5)	(21.3)
県外	1,457	902	555	(59.3)	(63.1)	(53.9)
65～69	1,022	462	560	(39.6)	(36.2)	(42.8)
69～70	540	275	255	(21.6)	(19.2)	(24.8)

七十七～七十九年にかけては自然増分をも上まわり、再び人口減を引き起すこととなったのである。
ところで、七〇年前後に増加した人口にはどのような特色がみられたのであろうか。

一九六五年と七〇年の男女年令別人口をコーホート(同時出生集団)で比較してみるならば(表3-2)、増加人口の多くは、六五年―七〇年に出生ないし移動してきた部分である七〇年時の〇―四才人口を除けば、その多くは、男子二〇―三九才の青壮年層を中心としていたことがわかる。

また、七〇年国勢調査の入居時期別人口の結果をみるならば(表3-3)。「一三%が六五年一月から六九年の九月の間に、そして男子の一五%、女子の一%が六九年一〇月から七〇年九月までの一年間に入居したものである。それらの移動前居住地は表のとおりである。つまり、六五年―六九年の移動者は男子よりも女子が若干多く、六九年一〇月から七〇年九月の一年間で、六五―六九年

の約四年間の転入者とはほぼ同数の転入者があり、男子の方が多くなった。また、移動前居住地をみるならば、六五―六九年には、男子は県外、自町内、県内他市町村内の順で、女子は自町内、県内他市町村、県外の順であったのに対し、六九年一〇月から七〇年九月の一年間では、男女とも県外の居住者であったものが半数を超した。そして県外からの転入者の六割以上は男子によって占められている。

以上のように、富津地域の人口には、隣接の君津製鉄所稼動が本格的になった六八年以降、男子青壮年層とその家族（妻と幼年子女）を中心として、県外からの流入人口が増大したのである。しかし日本経済が不況に入り、君津製鉄所の稼動率も低下し始めた七五年以降は、転入人口は大幅に減少し、再び人口の停滞・減少傾向に入ることとなった。

〔産業構成〕 富津地域はすでにみたように六〇年代半ばまでは農業・漁業を中心とした地域であり、それ以外ではみるべき第二次、第三次はなかった。事業所統計によれば富津地域内の一九六〇年には事業所数五三八、従業者数一八九八人、うち製造業は四五事業所、従業者四六三人にすぎなかった。その後、事業所・従業者数とも徐々に増加したとはいえ、六六年調査では、六〇年対比で事業所数で一・一四倍、従業者数で一・四倍にすぎない。しかし、六六年から六九年の三年間に事業所数で二〇〇近く、従業者数で二〇〇〇人近くと大幅に増加した。その主なものは、事業所では卸売・小売業、サービス業であり、従業者数ではサービス業、卸売・小売業、製造業であった。その後の変化を、富津地域のみデータはないので富津市域でみるならば、事業所は六九年から七五年にかけて、サービス業、製造業を中心に減少傾向に入り、七五年以降再び若干の増加傾向をみせてきている。従業者数では、製造業とサービス業、建設業を中心に七二年まで増加傾向がつづいていたが、全国的に石油ショックの影響の出た七五年には製造業を中心に大幅に減少した（従業者数は全体で七二年の九〇％、製造業

表3-4 富津市 事業所・従業者数の推移〈事業所統計〉

	事業所数					従業者数				
	総数	うち 建設業	製造業	卸売・ 小売業	サービ ス業	総数	うち 建設業	製造業	卸売・ 小売業	サービ ス業
1960年	1,748 (538)	149 (38)	136 (45)	933 (328)	450 (108)	6,238 (1,898)	311 (101)	1,447 (463)	2,230 (756)	1,684
1963	1,884 (608)	162 (55)	154 (45)	997 (349)	456 (130)	7,734 (2,322)	X (215)	1,890 (482)	2,496 (838)	1,879
1966	1,987 (700)	195 (75)	160 (53)	1,050 (381)	182 (558)	9,155 (2,722)	840 (380)	2,216 (500)	3,259 (989)	2,156
1969	2,224 (898)	225 (106)	169 (54)	1,105 (424)	605 (257)	11,139 (3,911)	1,111 (531)	2,784 (715)	3,302 (1,312)	2,883
1972	2,198	250	154	1,161	511	12,697	1,630	3,492	3,660	2,485
1975	2,120	230	151	1,128	502	11,486	1,365	2,422	3,711	2,738
1978	2,330	263	187	1,216	543	12,875	1,473	2,748	4,134	3,292
1981	2,488	311	165	1,281	545	13,922	1,894	2,569	4,709	

〔備考〕（ ）内は富津地域

は六九％、減少した従業者数の八八％が製造業の従業員である。その後は、卸売・小売業と建設業の従業者は増勢を続けているが、製造業とサービス業は八一年になって再び減少した（表3—4）。

ところで、富津市域の事業所は、個人経営が六割以上を占め、小規模・零細なものが大半である。三〇人以上の民営事業所は五五しかなく、そのうち三〇人以上規模は〇、五〇と二九九人規模が一九あるにすぎない（一九八一年事業所統計調査）。

工業統計によれば富津市域における製造工業は、七〇年代前半までは事業所数、一二〇、従業者数二二〇〇人台を前後していたが、七四—七七年にかけては従業者数が二〇〇〇人を割るという低迷をつづけ、七八年以降、事業所数は一五〇台に増加し、従業者数は二三〇〇人前後中で回復してきた。事業所の規模はやはり小零細なものが多く、三人以下が全体の三割強も存在し、他方、三〇人以上規模のものは一七事業所（二一％）しかなく、そのうち一〇〇—三〇〇人規模のものはわずか三事業所だけであり、三〇〇人以上規模のものは〇

“遅れてきた開発”と地域社会

表3-5 富津地域産業別従業者数の推移〈国勢調査〉

	実 数					構成比				
	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年
第1次産業	5,762	4,806	3,362	2,914	2,548	67.5	58.5	32.5	29.3	24.5
うち農業	2,700	2,184	1,530	1,042	987	31.6	26.6	14.8	10.5	9.5
漁業	3,061	2,617	2,832	1,870	1,561	35.9	31.8	27.4	18.8	15.0
第2次産業	873	1,130	2,370	2,622	3,082	10.2	13.7	22.9	26.4	29.6
うち建設業	244	340	1,356	1,441	1,501	2.9	4.1	13.1	14.5	14.4
製造業	614	770	1,010	1,172	1,566	7.2	9.4	9.8	11.8	15.1
第3次産業	1,893	2,282	3,591	4,381	4,760	22.2	27.8	34.7	44.1	45.8
うち卸売・小売業	946	1,049	1,482	1,724	1,973	11.1	12.8	13.8	17.4	19.0
運輸通信業	174	296	776	1,021	893	2.0	3.6	7.5	10.3	8.6
サービス業	617	701	1,070	1,167	1,397	7.2	8.5	10.3	11.8	13.4
合 計	8,535	8,220	10,350	9,929	10,400	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

である。主な業種は古くから続いている中小規模の醤油、酒の醸造業を中心とした食料品（事業所数五四、従業者数四七六、出荷額等三六億円強）、近年増加してきた一般機械（同、一六、三一九人、四二億円強）、精密機械（同、九、六五六人、二九億円弱）などである（以上、八〇年工業統計調査結果）。

以上のように、富津地域、富津市域における第二次、第三次産業は六〇年代に拡大してきたとはいえ、小零細なものが多く、景気変動の波にゆられて、未だ不安定な状態である。君津製鉄所の建設、稼動とともにその関連下請・孫請企業といえる若干の中小企業が六〇年代後半から七〇年代に設立されたが、その数も少なく経営の安定度も低い状態である。

他方、第一次産業は、畜産、米、野菜を中心として展開されてきたが、農家数は専業農家と第一種兼業農家を中心に一九六〇年以降減少をつづけ、とくに七〇年以降の減少ははげしい。農業従業者数は七一年には一万人を割り、田・畑を中心とする耕地面積も七三年には三千haを割った。つまり、富津市における農業の位置も低下の一途をたどり、とくに七〇年代に入ってからその傾向はいちじるしい。

表3-6 就業者の就業地〈国勢調査〉

	富津地域			富津市域		
	1965年	1970年	1980年	1965年	1975年	1980年
A 常住就業者数	8,220	10,350	10,400	24,186	26,740	27,481
B 地域内就業者	7,221	7,801	6,771	21,205	18,624	18,644
C 地域外就業者	999	2,549	3,629	2,963	8,116	8,837
D 流出率 (C/A×100)	12.5	24.63	34.89	12.26	30.35	32.16

〔注〕富津地域の1980年の地域内就業者には、大佐和、天羽の就業者をも含む

漁業は、漁業権放棄後とくに七〇年代後半から著しい変貌をみせ、基本的には漁業就業者の減少をみることになるが、新たな状況も生れつつある。これについては後に詳述する。

〔就業構成〕 以上のような人口、産業の変化は地域の就業構成の面ではどのようにあらわれてきたであろうか。表3―5は国勢調査の就業者に関する、富津地域についての結果である。

これによれば、一九五〇年には、第一次産業就業者は全就業者の四分の三近を占めていたが、まず農業就業者が傾向的に減少を続け、七〇年には五〇年の半数以下となり、八〇年には一〇〇〇人を割って、全就業者の一割以下となった。漁業就業者は、六五―七〇年は増加であったが、傾向としては減少であり、とくに七〇―七五年にかけて一〇〇〇人近い大幅な減少を見た。しかし八〇年においても全就業者の一五%を占め、なお富津地区の重要な就業の場となっている。この結果、第一次産業就業者は漁業を中核としながらも、全体の四分の一に縮小した。

第二次産業就業者は、六〇年の六〇〇人強（八・六%）から五倍の三〇〇〇人を超し全就業者の三割近くまで増大した。とくに六五年から七〇年にかけて建設業就業者の一〇〇〇人以上の増加を中心に倍増し、製造業就業者は調査年次ごとに確実な増加をつづけ、八〇年には建設業を上まわり、漁業就業者とほぼ同じとなり、全就業者の一五%を占めるようになった。

第三次産業は、卸売・小売業とサービス業就業者を中心としており、六〇年の一三〇〇人強から、六五年から七〇年にかけて大幅に増加し、全就業者の三分の一以上を占め、その後も増加をつづけ、八〇年には四六％に達し、卸売・小売業就業者は一九％と最大の就業者数となっている。

ところで、就業者の就業地はどうであろうか。表3-6にみられるように、六五年には富津地域外への就業者は全就業者の一二・五％であったものが、七〇年には四分の一の二四・六％に増大し、さらに八〇年には富津市内である大佐和・天羽地域への通勤者を除いても三分の一を超す三五％に達した。その就業先をみるならば、六五年では、千葉市（他地域での就業者の二五％）、木更津市（三一％）市原市（二四％）などが中心で、君津町への通勤者は四・五％にすぎなかったが、七五年には、富津市全体ではあるが、地域外就業者八〇〇〇人強のうち君津市への通勤者が四五・七％に達し、木更津市（二七・五％）千葉市（九・五％）、市原市（七・八％）への通勤者の割合は低下した。つまり、六五年以降地域外への就業者が大幅に増加し、その多くが隣接の君津地域への就業者であったのである。

以上みてきたように、富津地域の人口、産業・就業構成は六〇年代後半から七〇年代前半に大きな変化に見舞われ、人口増、第一次産業の縮小、第二次、第三次産業の増大、地域外就業者の増加としてあらわれた。しかし、七〇年代後半からは大きな変化をみずにいわば停滞状況である。

この六〇年代後半から七〇年代前半にかけて大きな変化を引き起したものは、君津地域への通勤者の増大に端的にあらわれたように、新日鉄君津製鉄所の本格的な操業であったといつてよいであろう。

君津製鉄所の建設・操業は、多くの関連企業を引きつけることとなり、隣接する富津地域へも企業が設立され、また関連企業の社宅が地域内に建設されるなどして、君津地域への通勤者をも含めて、富津地域への人口

流入（転入）を引き起した。加えて、人口増による需要を当て込んだ小売業・サービス業、等の開設を促し、地域産業構造に変化を与えた。

このようにして、富津地域は、六〇年代後半から七〇年代前半にかけて、停滞していた農漁村地域へ第二次、第三次産業就業者とその家族が新住民として流入してくると同時に、農漁業就業者の転業があらわれ、就業構成が大きく変ってきたのである。

2 富津漁業の変化

前節でみたように、富津地域は六〇年代後半、君津製鉄所の本格的な稼動とともに変化があらわれたのであるが、漁業に変化がおとずれるのは、すでにみた「埋立開発計画」に伴なう漁業権放棄（六八―七〇年）、その後の埋立計画の停滞、縮少、埋立開始などの「埋立開発計画」の〈進展〉に伴なう、富津漁業の再編・漁民の転業をめぐってである。

富津漁業は、漁業権放棄前は四漁協（富津、新井、青堀南部、青堀）によって担われていたが、漁業権放棄後は、旧漁協の所屬に關係なく新たに設立された三つの漁協（新富津、沖富津、全富津）によって担われることとなった。この富津漁業の変様の内実を、六八年と七八年の漁業センサスの結果を中心してみよう。なおすでにみたように、富津漁協は六八年一月二七日に、他の三漁協は七〇年二月一八日に漁業権放棄をしており、六八年漁業センサスは漁業権放棄の直前の姿を、そして、新富津漁協は七一年に、沖漁漁協は七四年に、全富津漁業は十七年にそれぞれ発足しており、七八年漁業センサスは漁業権放棄後の漁民の対応が一応整った後の姿を、それぞれ示している。

〔経営〕 六八年、七三年、七八年の経営体に関する結果は表3―7のとおりである。ここから次のような点が

“遅れてきた開発”と地域社会

表3-7 富津地域漁業経営の変化〈漁業センサス〉

	実 数			構成(%)		
	1968	1973	1978	1968	1973	1978
経営体数	1,305	861	573	100.0	100.0	100.0
うち個人	1,300	858	556	99.6	99.7	97.0
就業者数(人)	1,929	1,119	806	...	...	...
1 経体平均(人)	1.48	1.41	1.30	...	...	...
専業別個人経営体数						
専 業	329	321	181	25.3	37.4	32.6
第1種兼業	928	510	365	71.4	59.4	65.6
第2種兼業	43	27	10	3.3	3.1	1.8
漁業経営の区別別経営体数						
採捕のみ	56	81	60	4.3	9.4	10.5
養殖のみ	363	647	348	27.8	75.1	60.7
採捕が主	17	8	14	1.3	0.9	2.4
養殖が主	869	124	150	66.5	14.4	26.2
主な漁業の種類別経営体数						
小型底曳網	294		110	22.5		19.2
採 貝	97		65	7.4		11.3
海苔養殖	1,249	776	513	95.7	90.1	89.5
海苔養殖の規模別経営体数						
～300㎡	12		—	1.0		—
300～500	50		—	4.0		—
500～1,000	503		5	40.3		1.0
1,000～2,000	603		343	48.2		66.9
2,000～3,000	79		161	6.2		31.4
3,000～5,000	2		4	0.2		0.8
漁獲金額別経営体数						
～100万円	101	24	4	7.7	2.8	0.7
100～200	457	390	3	35.0	45.3	0.5
200～500	720	390	196	55.2	45.3	34.2
500～1,000	23	54	300	1.8	6.3	52.4
1,000～5,000	2	2	67	0.15	0.23	11.7
5,000万円以上	2	1	3	0.15	0.12	0.5

明らかとなる。

経営体数は大幅に減少したが、富津漁業が個人経営を主体としていることには変りがない。専兼別では「漁業に従」とする第二種兼業漁家の割合はわずかであり、「漁業を主」とする第一種兼業漁家の割合は低下し、専業漁家の割合が増大した。この変化は六八―七三年にかけてより強くあらわれ、七三―七八年にかけては専業漁家の減少率がより高くあらわれた。兼業の内容は農業を中心とする自営兼業と漁業以外のやとわれ兼業である。ただ兼業漁家の半数近くは、自営と「やとわれ」を兼ねて多就業形態をとっている。

富津の漁業は海苔養殖を中核に、小型底曳網によるスズキ、カレイ等の採捕と潜水器によるアサリ、トリ貝などの採貝等の漁業が行なわれているが六八年時点では、採捕あるいは海苔養殖にのみ特化していた漁家はわずかで、海苔養殖を主として小型底曳或いは採貝を兼ねる漁家が主流であった。七八年には海苔養殖或いは採捕への特化がみられる（小型底曳と採貝は従来からその採捕の時期がことなるため兼ねる者が多い）。この変化も六八―七三年にかけていちじるしく、七三年までに急増した「海苔養殖のみ」に特化した漁家は以後激減する。

経営状態をみるならば、海苔養殖面積は六八年時点の一〇〇〇〇～二〇〇〇㎡と五〇〇〇～一〇〇〇㎡を中心とするものから拡大傾向がみられ、七八年時点では一〇〇〇〇～二〇〇〇㎡が三分の二、二〇〇〇〇～三〇〇〇㎡のものが三分一弱となり、五〇〇㎡未満のものはなくなった。漁獲金額においても、六八年時点で二〇〇〇～五〇〇万円を中心に下方にシフトしていたのに対して、物価上昇があったとはいえ、七八年時点では五〇〇〇～一〇〇〇万円のもの半数以上を占めるようになった。六八年時点で一〇〇〇万円を越すのは三経営体で、これは個人経営ではなく法人組織の中のであると思われるが、七八年時点では七〇経営体存在し、法人経営のものは三〇〇〇～五〇〇〇万円に達している。

“遅れてきた開発”と地域社会

表3-8 漁業就業者の年令構成〈漁業センサス〉

	15—19才	20—29才	30—39才	40—49才	50—59才	60才以上	計	減少率・ 数
男1968	59	397	579	434	286	174	1,929	-810
1973	31	161	312	393	174	66	1,119	-313
1978	18	92	169	330	160	38	806	(-1123)
女1968	1	94	249	211	41	9	605	-331
1973	—	21	130	103	18	2	274	-17
1978	—	7	95	125	28	—	257	(-348)
計1968	60	491	828	645	327	183	2,534	-1,141
1973	13	182	442	496	192	68	1,393	-330
1978	18	97	264	455	188	38	1,063	(-1471)
男1968	3.1	20.6	30.0	22.5	14.8	9.0	100.0	-42.0
1973	1.2	14.4	27.9	35.1	15.5	5.9	100.0	-28.0
1978	2.2	11.4	21.0	40.9	19.9	4.7	100.0	(-58.2)
女1968	0.2	15.5	41.2	34.9	6.8	1.5	100.0	-54.7
1973	—	7.7	47.4	37.6	6.6	0.7	100.0	-6.2
1978	—	2.7	37.0	48.6	10.9	—	100.0	(-57.5)
計1968	2.4	19.4	32.7	25.5	12.9	7.2	100.0	-45.2
1973	0.9	13.1	31.7	35.6	13.8	4.9	100.0	-23.7
1978	1.7	9.1	24.8	42.8	17.7	3.6	100.0	(-58.1)

つまり、六八年から七八年にかけての富津漁業は、弱少の経営体は転業に向い、経営体数を大幅に減少させながらも、残った者は業種を特化させながら大規模化していったのである。

このような業種の特化傾向と規模の拡大の背景には、次にみるように下州漁場開発の成功による新富津漁協の海苔専業化と沖漁漁協の採捕（小型底曳網漁と潜水器具による採貝）の専業化による安定化があった。つまり、新富津と沖漁加盟漁家に一定の安定化みられたのに対して、全富津加盟漁家は暫定漁業権で残存漁場での操業という不安定性のもとで、転業していったことが、七三年以降の「海苔養殖のみ」の脱落者の大部分であったとみられる。

漁業就業者 漁業就業者の推移は表3-8のとおりである。すなわち、六八年から

“遅れてきた開発”と地域社会

表3-9 旧漁協別組合員の動向 〈1978年3月末、千葉県企業庁調べ〉

	富 津 漁 協	新 井 漁 協	青 堀 南 部 漁 協	青 堀 漁 協	合 計	
					実 数	割合(%)
組合員数	734	66	267	335	1,402	100.0
漁業継続者	414	23	108	157	702	50.1
うち暫定漁業者	250	15	35	30	330	23.5
転業済者	192	33	120	116	461	32.9
転業必要者	258	16	35	35	344	24.5
うち暫定漁業者（再掲）	250	15	35	30	330	23.5
転業不用者	120	9	39	57	225	16.0

〔注〕 転業不用者に分離された者の内訳は1979年4月30日調べによれば、高令者152、病弱者33、転出者14、その他24である。暫定漁業者とは、残存地域で短期免許によって漁業を続けている全富津漁協の組合員のうち、他の漁協に所属していない者で、彼らは将来転業を必要とする者として位置付けられている。

をかけた新たな対応を迫られることとなった。しかしその対応は、埋立工事着工の遅れと埋立面積の縮小という事態と七〇年代後半以降の不況のなかで複雑なものとなった。

以下、富津地域旧四漁協の組合員一四〇二名の動向を中心に、その分解と再編の過程とそこに生じた問題点を明らかにしよう。

なお、旧漁協組合員は、企業庁および市の転業対策室の分類によれば、漁業継続者、暫定漁業者（残存海域で短期免許によって漁業を続けているが、将来転業を必要とする者として位置付けられている）、転業済者、転業必要者（暫定漁業者を含む）、転業不要者（高令、病弱、転出者など）に区分され、一九七九年時点での動向は表3-9のとおりである。

(1) 漁業継続者の動向

富津地域は、埋立て計画にもとづく漁業権の全面放棄後、一〇数年を経てなお漁業を継続しているものが旧四漁協の組合員一四〇二名のうち、五九六名も存在している（八〇年現在）。彼等は旧漁協の所属にかかわらず富津地域を一つの範域として三つの漁協を結成してそれぞれの漁業を継続している。すなわち、新漁場を開拓して海苔養殖を専業として新富津漁協に結集した人々（二三

表3-10 旧漁協から新漁協への移行状況 (1980年5月現在)

		青 漁	堀 協	青堀南 部漁協	新 漁	井 協	富 津	津 協	計
		335	267		66		734		1,402
		↓	↓		↓		↓		↓
新富津漁協	設立時								
	1971.1	95	52		7		82		236
	1982.10	95	52		7		82		236
沖漁 漁協	設立時								
	1974.9	—	—		3		85		115※
	1978.3	9	31		7		87		149※
	1982.10	26	20		4		108		173※
全富津漁協	設立時								
	1977.3	31	36		15		317		399
	1980.8	30 (17)	35 (27)		15 (5)		316 (181)		396 (230)
	1982.10	30 (17)	32 (24)		14 (4)		307 (172)		383 (217)

〔備考〕全富津の()内数字は形式上の正組合員数、※他地域のものも含まれている。

六名)、埋立てに直接の影響を受けない沖合での漁業(小型底曳網と潜水器による採貝)を中心とした沖漁漁協に結集した人々(一四八名)、埋立て開始の遅れと埋立て面積の縮小のなかで残存海域で、先の見通しのないまま、埋立て工事完了の八五年までの短期免許で海苔養殖を続ける全富津漁協に集まっている人々(三九六名)である(ただし、組合員の数については、沖漁には、浦安漁協から一四名、下洲漁協から一名が入っており、新富津と全富津の二漁協に所属しているもの六六名、沖漁と全富津の二漁協に所属しているもの八三名、新富津、沖漁、全富津の三漁協に所属しているもの二〇名あり、旧四漁協からの移行状況は表3-10のとおりである)。以下、各漁協ごとに状況をみてみよう。

〔新富津漁協〕新富津漁協は、富津岬南側下洲に新たに開発した海苔漁場に移り、海苔養殖を専業とする人々によって一九七一年初めに結成された。

下洲海苔養殖漁場は、青堀漁協が埋立、漁業権放

棄放棄に強い反対をし、後に代替漁場を強く要求していたのに対し、打開策として県が開発を申し入れ、県との共同で開発されたものである。その試験操業に参加した中心的な漁民は、青堀漁協の「青堀浅海養殖研究会」（比較的若い人達約六〇人で構成、加入・脱退自由）のメンバーであった。六九年の試験操業が、海苔養殖技術の改善（種付方法、水深一〇～二〇mでも可能となった養殖方法など）もあって、好成績であったことにより、新漁場での海苔養殖専業の可能性が生れた。

七〇年段階で、県は新漁場での操業者を募集した。その基準は、それまでの漁協での共販実績が組合員の平均以上であること、年令五〇才未満（ただし、後継者がいる者は五〇才以上でも可）、海苔養殖を専業とすること等であった。

これに応募し、富津町漁業協同組合（七六年、新富津漁協に名称変更）を結成したのが、先の青堀浅海養殖研究会のメンバーを始めとする二三六名（富津漁協から八二、新井漁協七、青堀南部漁協五二、青堀漁協九五）であった。彼らは、一人当り七六万円の出資金と五〇〇万円の出金を出して、県の補助四億七千万円を合せて総額一六億五千万円で、海が深く荒くて水温が高い海苔養殖に不向きな自然環境の海域に消波棚を打ち込み、新漁場を作り、荒涼とした砂浜を開いて下洲漁港を作った。

新富津漁協のメンバーは創設以来二三六名で一人の脱落もなく、強固の結束を保っており、その運営は、五名の理事を中心に、各種の委員会（漁場管理、購買、信用販売、研究会等）を構成し、委員会方式によってなされており、養殖作業は居住地区の隣接を軸とした一〇人前後を一単位とする「セット」を作り（これは連絡組織でもある）その運営はセット長会議を中心に行なわれている。なかでも、研究会活動は活発であり、組合員によって、赤ぐされの原因となる青ノリの附着を駆除する「グリーン・カット」が発明されるなどの成果をあげている。

七八年度の業績をみるならば、漁協の額金額は組合員一人当り（平均）七九一万円強で県下漁協の第二位、総額で一八億六七〇〇万円で県下漁協の第三位の実績を示すほどとなり、海苔の生産販売実績も一億枚近く、一九億円強で、一組合員平均八〇八万円の売上げとなっており、一千万円を超す粗収入を上げたものも多数いた。

このように、新富津漁協のメンバーは、漁業権放棄後、新漁場開発によって成功した例であり、同じ富津の漁民からも「経営力と研究心、技術面にすぐれた二三六人」⁽³⁾と高く評価され、その成功は「漁業権を放棄した漁民が、再び、海へ再転換を図った漁協として全国の関係者の注目を惹いています」⁽⁴⁾とされている。

〔富津沖漁協〕 沖漁漁協は、七四年九月に設立認可された。漁業権放棄時、埋立てによって直接影響を受けない沖合漁業（沖漁、小型底曳網と潜水器による採貝）については、沖漁の補償に関する協定書の第四条で、沖漁の廃止をする者の取扱いについて規定されていたが、その協定に伴なう沖漁を廃止しない者の取扱いに関する覚書の第一条において、「沖漁を廃止しない者に対する補償金は、その者の補償金配分額から三分の二を減じた金額とする」とされた（富津漁協の場合）。このことは、沖漁については、沖漁関係分の補償金から三分の二を返還すれば、許可漁業として沖漁を続けることができることを意味していた。

小型底曳網漁業は東京内湾千葉県海面一円を操業区域としていたといえ、当時の友納県政が東京湾内から漁民追出し政策を取っており、内湾の埋立て開発が更に進行しそうな状況のなか、また、潜水器漁業（採貝）も埋立てによってわずかに残る地先が主な漁場となるなか、県から「旧漁業権南端＝下洲沖合の海があくので、そこがバカ貝、平貝、ミル貝の漁場として利用できる」との説明があったといえ、沖漁関係者は将来性と補償金とを天秤にかけて不安のなかで何人かが残留した。富津漁協の組合員の場合、小型底曳網漁業その他許可で二九人

(一一一隻のうち二九隻)潜水器漁業四九二(一四三隻のうち五二隻)が最高二六七万円、最底六五万円、平均二〇〇万円の補償金を返還して残留した。⁽⁴⁾

彼らは、漁協組織のないまま従来通りの操業を続けていた。七一、二年頃より沖漁の組織化・漁協結成が話題になりはじめ、七三年八月、八五人によって、漁協としての県の認可は得られなかったが、任意団体「沖漁組合」を結成、その後機会あるごとに「漁業協同組合」の設立認可を県に働きかけた。また、地元選出の野口岡治県議を通じて県議会にも請願した。七四年内湾一円を組合地区に」という県の指導にもとづき、組合地区を富津地域だけでなく、富津市、木更津市、船橋市、浦安町(当時)、市川市、とすることによって、認可され、浦安地区一六人、木更津地区三人、下洲地区一人と富津漁協の八五人、新井漁協の三人、合計一一五人の組合員で七四年九月に設立された。青堀漁協から三七名の加入申請もあり、組合員の数はその後若干の移動がみられたが、八〇年一月現在一四八名(うち一は法人)である。

主要な業種は、小型底曳網によるスズキ、カレイ類の採捕、潜水器による四ノ五メートルの海底でのアサリ、トリ貝などの貝類の採捕である。

漁協の業務は、魚の共同販売程度から発足したが、七五年からは、漁業近代化資金制度の低利融資によって木船からプラスチックの大型船に切り替え、漁船数も増加し、七六年には潜水器漁業の共販開始、七七年から指導事業の本格化、七八年には貯金業務の本格実施、等々業務の充実がはかられ、七八年夏には漁業センターも建設した。

七八年度の業績をみるならば、⁽⁵⁾漁獲量は、漁類、八二二万トン強、貝類四〇三万トン強、販売金額、漁類六億一五六二万円、貝類一〇億八〇五五万円、合計一七億円、一組合員当り一一一六万円の販売額となり、また、預

金額も四億六二〇〇万円、一人当たり三〇四万円強であり、一応の基盤が確立した。

しかし、沖漁そのものは確実に安定したとはいえない。とくに埋立てに伴なう、航路の浚渫、将来予想される船舶航行の増大は、漁場価値の喪失が考えられ、埋立ての進行とともに今後の困難も予想される。

〔全富津漁協〕 埋立て着工が延びるなかで、新富津漁協にも参加せず不況と老令化によって転職機会のないなか、先行きの見通しのないまま、従来の漁場で七七年四月末までの短期免許による海苔養殖を続けていた人々がいた。川上知事の「埋立て七七年度内に着工」の公約は、すでに補償金を喰いつぶしたこの人々にとって短期免許の停止につながり、生活の土台を失うこととなる。彼等は漁業継続へ向けて県に働きかけた。

七六年二月、旧四漁協は知事に、埋立て工事着手の時期の明確化、漁業権放棄漁業者の生活安定の具体的方策、転業対策の具体的方策、そして「転業対策としての漁業継続」すなわち、「工事着工後も、工事に支障のない海面での漁業経営の継続を埋立て完了まで認め」ること、「埋立て計画の縮小で緩衝海域となった海域に、従前の規模を持った漁業経営活動」の承認を求めた、陳情書を提出した。県企業庁と水産部は、八〇年八月までの完全転業を目的として、組合組織を統合し、海でなければ生活できない人々に「五五年（一九八〇年）八月くらいまでの三か年程度、短期免許をする」と回答し、漁業継続の一応の目的がたった。

旧四漁協は、一三人委員会、世話人委員会を設置し、組織の統合と、「海でなければ生活できない人々」の選定作業に入った。組織統合は、新井漁協を管理団体にすることとした（七七年に「全富津漁協」に改名）。漁業継続者の選定作業は、緩衝海域の面積から、海苔養殖の経営維持が可能な三〇柵を基本に残留者を割り出して、生活実態から選定するということを基本とし、一方、県企業庁と水産部は一万一〇〇〇柵を限度に、農地五反以上の耕作者を除き、後継者のいる者にする、などの基準を設定した。しかしこの選定作業は難行をきわめた（こ

の点については次節で述べる。

ともあれ、富津三一七、新井一五、青堀南部三六、青堀三一、合計三九九名の参加によって漁協が結成され、海苔養殖を中心とした漁業が継続されることとなった。

しかし、この免許が八〇年八月までの三カ年であったため、八〇年が近づくとつれて再び漁業継続問題が生じることになった（いわゆる「五五・八問題」）。八〇年六月、全富津漁協は県企業庁長に、「海苔養殖をしなければ生活できない者の暫定的漁業継続について配慮されたい」との陳情書を提出した。この漁業継続問題も難行したが、埋立てによる木更津港湾区域の拡大による。漁場海域の縮小があり、漁業継続者を二三〇人に減少することによって、六〇年埋立工事完了まで短期免許が延長された。ただし、二三〇人への減少の実現は表向きであり、実態はほぼ従来通りの人数が漁業権の「裏行使」という形で漁業を継続している。

以上のようにして、漁業継続者は、新富津、沖漁、全富津の三漁協に縮小再編されて組織しなおされた。

(2) 漁業非継続者の動向——転業状況——

漁業継続者の動向は以上のとおりであるが、漁業をやめた者の動向はどうであろうか。

八二年一〇月現在、県企業庁の調査によれば、転業済のもの七九一名、転業必要者三四四名（うち、二三〇名は全富津漁協で漁業継続をしている暫定漁業者。彼らの漁業は「暫定」であり、企業庁としては転業必要者のうちに数えている。ただし、すでにみたように、全富津漁協のメンバーは一応八五年六月の埋立て完了までは漁業をつづけられる）、そして、高令、病弱などによる転業する必要のないものとされた者が二二五名（うち富津市外への転出者一四）であった。つまり、一四〇二名の組合員のうち、約三分の二が一応転業したのであった。

転業問題は、漁業権放棄当時から存在し、漁業権放棄時にも、県は「最大限の努力をする」と約束をしてい

た。そのような約束の背景には、埋立工事関連への就業、埋立後の進出企業への就職旋幹、の可能性が予測されていた。しかし、埋立着工は大幅に遅れてしまった。

当初、漁民は、漁業権放棄後も従前の漁業を続けるものが多く、転業問題はそれほど深刻な事態とはなっていなかった。しかし、経済不況のなか、埋立着工が現実化しはじめた段階で、転業問題は、新富津、沖漁の組合員以外には深刻な問題となってきた。七六年二月、旧四漁協は連名で、漁業権放棄漁民の生活安定のための、転業対策の具体的方策と、転業対策の一環としての残存海域での漁業継続を求める陳情書を提出した（前出）。企業庁、県および市と旧四漁協は七六年に「転業対策協議会」を設置し、実態調査などを行ない、転業対策に取り組みはじめた。

県は、転業対策の一環として、漁業継続を一部の者に認める（全富津漁協）と共に、職業訓練校への入所の幹旋、失業対策事業への雇用、技術、経営知識の修得のためとして企業へ委任、などの幹旋、あるいは、養殖事業のモデル施設を作り、そこでの手当付きの技術修得などを図かったりした。また、市は、七六年八月に、水産課に転業対策の係を設置（七八年四月、企画課に移管）、埋立てが開始にされたあと、七八年一二月には総務部に埋立対策室を設置（富津支所内）し、実態調査などを行なってきた。

七八年末現在の実態調査によれば漁業権放棄時の組合員の三〇％近くの四〇四人が転業していた。そのうち、就職者は二一人、自営業者は一九三名であった。その職種・業種は表3-11のとおりである。

就職者の場合、収入は、良い方で残業を含めて月一五万円程度であり、失業対策事業のいわゆる土方、土建などでは日当は五〇〇〇円程度であるが、不安定で、月に一〇万円程度にしかない、といわれる。また、貝加工は、地元の水産加工協同組合で貝の「ムキ」作業に従事しており、出来高制で良い時は七〇〇〇円／

“遅れてきた開発”と地域社会

また、株主の三分の二以上、あるいは株数の三分の二以上が漁業転業者によって占められている土木、商事、サービス業などの経営体は、七六年五月に転業法人会を組織した。

転業法人会は、経営・技術の向上、金融の円滑化、情報の収集・提供、加えて埋立事業の促進を目的としているが、実際には、県・市に働きかけて、優遇を計かってもらう活動が中心である。つまり、土木の場合は、企業庁、市および東電関係の仕事について優先的指名を受けるとか、サービス・飲食業の場合は、関係機関の会議の場所に優先的に使ってもらおう、とする活動が中心である。現在のところ、企業庁や市は可能な限り、転業対策

者（これは転業というよりも、それまでの漁業と農業を兼業していたものが、漁業をやめた、ということである）は、後背地に農地のあった青木、西川、新井地区の者が中心であるが、新井地区では、共同基盤整備でハウス栽培に転換した者もいる。

表3-11 転業先構成（1978年未現在）
〈富津市調べ〉

	実 数	割 合
就転職者計	211	52.2
事務員	8	2.0
工員・作業員	130	32.2
雑 役	19	4.7
店 員	3	0.7
員加工	16	4.0
運転手	19	4.7
守衛・警備員	2	0.5
その他	14	3.5
自 営 業 計	193	47.8
製造業	2	0.5
卸売・小売業	55	13.6
うち食料品	25	6.2
不動産業	3	0.7
建設業	17	4.2
サービス業	46	11.4
うち料理・飲食	10	2.5
民宿・旅館	8	2.0
農 業	68	16.8
その他	2	0.5
合 計	404	100.0

〔備考〕 農業への転業は、富津漁協 0
新井23, 青堀南部43, 青堀 2

日、悪い時で四〇五〇〇円／日になるが、年中ある仕事ではない。就職者の多くは、このように、日給制の不安定な仕事に従事している者が多い。

他方、自営業を営む者のうち、農業に転業した

の一つとしてそれに対応しているようである。

(3) 漁民社会の矛盾・対立

漁民の多くは、一方で転業を希望しながらも、不況のなかでままならず、新富津、沖漁の両漁協のメンバーも含めて、埋立て工事の着工が遅れるなかで、従来の漁場で漁業（海苔、採貝）を続けていた。しかし、埋立てが目前に迫ってくるなかで、すでに見たように、彼らは県に対して漁業継続の保障を求めて全富津漁協を結成した。この漁業継続の保障をめぐる旧四漁協組合員の間に対立・混乱が生じた。

県は、転業対策の一環として、三ヶ年に限って、「漁業でしか生活していけない人」に残存予定海域に漁場行使を認めた。この「漁業でしか生活できない人」つまり漁業継続者の選定をめぐる漁民の間に、またすでに転業した人との間に対立が生じた。

県（水産部）は一応その客観的な基準として「耕地五反以上の耕作者を除く」という指示をしたようであるが、選定は旧四漁協にまかされた。旧四漁協は、各漁協の役員から選ばれた一三人委員会と世話人会を設置し、漁業継続者の選定作業に入った。

それは、組合員の生活実態を一九分類してそのなかから「海でなければ生活できない人々」を選定しようとしたものであったが、漁民からは「若い者を転業させて、年配者にすべきだ」とか、各漁協の「組合員の比率でやるべきだ」とか、残存海域が富津漁協の漁区が中心であったため、富津地区からは「俺たちの海だ」などの主張が出て、混乱をきわめた。

結果的には、統一した基準はつくれず（例えば、青堀南部漁協では耕地五反以上耕作者ははずされたのに対して、新井漁協ではそれが三反以上であったりした）、すでに述べたように三九九人が選定され、彼らによって全

富津漁協が結成された。

また、この問題は転業者との間にも問題を生じさせていた。すなわち、同じ補償金を受け取りながら、片方は漁業を継続できる、という転業した者からの不満である。これについては、転業者に「転業資金」という名目で調整金を二五〇万円（七七年に二〇〇万円、七八年四月に五〇万円）を支払う、という形で一応の金銭解決がされた。

しかし、このような解決は後を引いた。漁業継続者の選定がなされ全富津漁協（当時新井漁協）の組合員が確定したあと、選にもれた青堀南部漁協の組合員三七名からは、三月下旬に次のような漁協加入の申込み書が内容証明郵便でなされている。

新井漁業協同組合加入申込書

私は青堀南部漁業協同組合の一組合員であります。今回の残存海域漁場行使に伴ひ、新たに結成される新井漁業協同組合加入を強く希望してまいりましたが、南部漁組内の選考委員会に於いて、残念乍ら選考洩れとなりました。而乍ら漁業継続の意志は、今尚不変であります。是非共、組合員として加入させて戴きたく、文書を以って申込み致します。

昭和五十二年三月二十日

発信人 住所

氏名

⑧

（原文のまま）

この文書は、漁業継続者の選定に納得できず強い不満を示し、選考洩れになりながら、漁業継続の意志を示すものがかんり存在していたことを示している。

また、転業して、転業資金（調整金）を受け取った人々からも、有志七七名によって次のような「要望書」が七七年一月に提出されている。

要 望 書

富津地先埋立実施を今年度着工を目途にした県の施策にそつて我が南部漁組の余命も最終段階を迎え多忙の事と推察致します。私達漁民の唯一の生活手段であつた海を離れ転業を求め乍ら其の大半は見通しもたらず経済不況の中にさまよい続ける不安は誠に堪え難いものがあります。過去に於ける残存海域漁場行使者決定にあたり組合内部の選考は混乱の中で決定され明暗を分けて其の結着を見たことは衆知の通りであります。残存海域漁場行使は転業対策の一環であり行使期間は昭和五十五年八月迄の三年間が条件であることを前面に押し出し我々漁民の説得にあつた事実を今一度確認いたしたく執行部に要請いたします。つなぎ資金は漁場行使者との調整金であり将来情況の変化によつて漁場行使が三年以上続行されるならば我々とのあいだに不均衡が生ずることは明確であります。

価値ある漁場の高度な利用は我々も望むところではありますが、前述の如き予想が事実となつた場合これを償ふ補償要求は当然の権利と思つていただきます。執行部はこの行使期間について明確なる確約書を県に対し交渉し確保いたしたく有志一同署名捺印の上要望いたします。

昭和五十二年十一月 日

南部漁業協同組合長殿

組合員有志一同

これは、次に述べる「五五・八」問題にからむのであるが、漁業継続者と選考に洩れた者、転業者との間に生じる可能性のある不均衡、つまり、非漁業継続者の「不利益」を主張し、三年後の「補償要求の権利」を確認しようとしたものである。全富津漁協結成問題の第一段階は、以上のように、漁業継続者の選考をめぐつて旧漁民同士の対立、漁業補償の不均衡をめぐつて転業者との軋轢としてあらわれた。

〔五五・八問題〕 富津地域では七〇年代の末に「五五・八」問題が話題となつてゐた。それは、全富津漁協漁民の残存海域における漁場行使権（短期免許）の期限が昭和五五年八月までで、それまでに完全転業すると約束

されていた。しかし、埋立ての遅延、企業立地の遅れがあり、加えて、不況のなかで転業の困難があった。そこから、漁業継続の強い要望がなされることになる。このことは、全富津漁協の組合員にとっては死活の問題であると同時に、転業者にとっても「要望書」にみられたように、関心のまとであった。また、新富津、沖漁の両漁協の組合員にとっても、補償の平等性からみて、関心が持たれて当然であった。

八〇年六月、全富津漁協は、県企業庁に「海苔養殖をしなければ生活できない者の暫定的漁業継続について配慮されたい」との陳情書を提出した。

上部団体である県漁連は「暫定的に漁業継続を要請するには漁業権を放棄した四組合と近隣五組合の理解を得るための地元調整が基本でなければならない」との見解を示し、県も転業対策の観点から、形式上は新富津漁協の漁場を利用することによって基本的には承認するのであるが、木更津港湾区域の拡張により、富津漁港北側の区画漁業権海域の切り落されるので、海苔就業者の削減（二三〇名に）をし、地元関係者とくに七七年の全富津結成時に陸上りした人達の了承が前提であるとした。

沖漁、新富津漁協の地元組合との漁場調整、近隣三組合の理解は取りつけたが、すでに岡上りした、とくに七七年当時、全富津に参加できないで岡上りした人々との調整が難行した。結果的には、新富津、沖漁の組合長、県漁連の幹部、野口岡治県議などの仲介によって金銭解決をした。すなわち、全富津に残って漁業継続する者が二〇〇万円（五〇万円づつの年賦）を負担し、岡上りした者に配分する、というものであった。

全富津では、「海苔養殖をやらなければ生活できないもの」二三〇人を、前二年間の海苔養殖への依存度とその生産の実態、共販実績、生活実態などを参考に、実際には他漁協への重複加盟者を除くことによって三九六名から選定した。しかし、選定洩れとなったもののその大半に地元も県も実際には、「裏行使」によって海苔養殖を

続けることを暗黙に認めた（なお、全富津の役員は総辞職）。

このように、残存海域での漁業継続（全富津漁協）問題は、二度にわたって金銭によって解決されたとはいえ、旧四漁協の漁民の間に、とくに岡に上った（上らされた）元漁民との間に、転業者の多くが必ずしも安定していないがゆえに、不公平、不均衡感を持たすことによって、亀裂を生じさせた。

また、一つの地域のなかの三つの漁協の存在、そして形式上はなくなったことになっているが実際に生じている漁協への二重加盟、三重加盟者の存在は、漁協の漁場管理、組織、運営に複雑さを加え、漁協内での利害対立の芽もはらむこととなり、今後問題として残されている。

- (1) 富津市『富津市総合計画』一九七九年
- (2) 新富津漁協『昭和五三年度事業報告』
- (3) 前出『富津漁業の歴史』三四八ページ
- (4) 同右、三一八ページ
- (5) 沖漁漁協『昭和五三年度事業報告』

むすびにかえて——“遅れてきた開発”の矛盾と自立的生産者集団の成立——

本稿の当初予定では、富津市および富津地域の政治構造の変化と、ミクロな地域社会の社会関係の変化も、章をあらためて明らかにする予定であったが、もはや与えられた紙数もつきたので、それらを簡単に素描し、加えて、富津埋立て開発の過程で見られた漁民の自主的な対応の姿を明かにして、筆をおくことにしよう。

東京湾最後的大型埋立開発——京葉臨海重化学工業基地の最南端として、高度成長期に計画された富津埋立て

開発は、日本経済の不況期への移行のなかで、再三の計画変更を伴いながら、現在、その「開発」の具体的な姿を描けないまま「遅れてきた開発」として埋立て工事が進行中である。

その過程は、これまでみてきたように「遅れてきた開発」のツケとして、自治体、地域社会、住民に回われ、混乱と苦悩を引き起してきた。

バラ色の「開発」の受け皿として行なわれた三町合併は、地形的にも産業的にも内在的必然性を持たなかったが故に、合併の後遺症を残し、加えて、見通しのない「開発利益」をめぐって、旧三町の対立は解消されどころか激化し、合併後一〇年以上を経た現在も富津市は自治体としての統合性を持つことができないでいる。それらは具体的には次のような市行政、市の政治権力のあり方に集中的にあらわれている。

市行政のトップは、市長の出身地でない旧町に助役と収入役が配分されるという、旧三町のバランス人事が慣行として定着していること。合併後五年間は、市行政は旧三町ごとの独立採算で運営され、一本化された後も、旧三町平等主義の運営が続いていること。このような旧町単位を抜けない市行政の運営は、行財政のムダを作ることとなり、加えて、合併後「開発」による税収入の拡充を当て込んだ先行投資、上下水道の建設、道路整備、学校建築、ニュータウン用地造成（これは、市街化調整区域にあり、現在利用目的も確定しないまま赤土をむきだして放置されており大雨のたびに土砂の流出が心配されている）、などが借金（起債）によって行なわれたこともあって、市財政はパンク状態となっていること。また市役所も、仮庁舎を天羽に、恒久的庁舎を富津の大佐和地区寄りに、という約束になっていたが、いまだにその建設場所の合意が得られないでいい（ニュータウン予定地が候補地にはほ固まりつつある）こと。

このような旧町意識の残存は、政治権力の場にもあらわれている。富津市は、圧倒的に保守・自民党の地盤で

ある。七九年総選挙では浜田、池田(旧水田系)の両氏で八二%強の得票を得ている。なかでも富津地域は八〇年衆議員選には立候補をとりやめた前自民党代議士浜田幸一氏の地盤となっている。七二年衆議院議員選挙では浜田は富津市の四四%の票を得、七六、七九年選挙では若干低下したとはいえなお四〇%弱の得票であった。八〇年選挙では、浜田氏が立候補しなかったなかで(投票率は前回十九年に比べて一〇%以上低下)、自民党は六八%の得票であった。

富津市の政治権力構造は、浜田系、旧水田系(立水会)という保守系内の対立を含み、最近では中村系も加わって複雑さを加えながらも、富津の自民党の後援会は旧町単位でいまだ構成されていることにみられるように、旧三町の対立としてあらわれる。

合併後の市長選は、保守のなかで、浜田系と立水会系の対立を含みながら地区対立の型で行なわれてきた。それが頂点に達したのが七九年の市長選である。七九年四月の市長選は、富津地区からは浜田系の渡辺、反浜田の岩崎の二氏が、大佐和地区からは現市長で立水会系の白井氏が、天羽地区からは、浜田系の石和田とやはり千葉三区の自民党代議士の中村氏(館山出身)系の石井の両氏、計五人が立候補し、地区と自民党代議士の系列がからみあって、全員が当選に必要な得票数が得られず、戦後の首長選始まって以来の全員落選、再選挙となった。再選挙は、岩崎氏が反浜田で白井陣営につき立候補をとりやめ、石和田氏は出馬を辞退(浜田系に一本釣されたといわれる)、結局再選挙は、富津の渡辺(浜田系)、大佐和の白井(立水会系)、天羽の石井(中村系)の三氏による、自民党代議士系列とクロスした形での三地区対抗選挙となり、白井氏が再選された。結果、助役は天羽出身の茂木氏となり、収入役は再出馬を辞退した富津の岩崎氏(辞退に際して助役ポストの取引があったといわれる)になった。

市会議員については以下の通りである。公明党と共産党を除いて市議の立候補はほぼ出身部落推薦を母体としており、選挙戦も、血縁には頼るが、ほぼ部落単位で行なわれるといわれる。また市議会の議案についても、市議によって構成されている旧町の単位の地区協議会でまず討議がなされるという、旧町単位の議会運営がなされている。

市議の定員は三六名であるが、旧町を選挙区としていた合併後第一回の選挙（七二年）で、富津地区から公明党、共産党各一名、全市一区となった第二回（七六年）は公明党二、共産党一、第三回（八〇年）は公明党、共産党各二名、を除き、他はすべて保守系無所属であった。富津地域に限って言えば、公明・共産両党の立候補を含めて、第一回選挙は一五人立候補で三人当選、第二回は三人中二人、第三回は三人中一人と、富津市議会における富津地域出身の市議の占める割合は低下してきている。なかで特徴的なのは、漁業関係市議の動向である。富津地域では、第一回選挙では、富津漁協の役員から二人、青堀漁協の役員から一人が立候補し、三人共当選していたが、第二回以降は、漁協をバックに立候補するものは〇となり、漁業関係の勢力を弱まった。なお、次の市議選（八三年予定）では、議員定数の二名削減が予定されているにもかかわらず、富津地域から、新日鉄関連で民社党から二人が立候補し、当選するであろう、といわれている。このように、地域政治勢力にも、漁業関連の弱体化と新しい住民の動きがみられるようになってきた。

また、ミクロな地域の社会関係においても、一つの地区における漁業継続者と転業者、および三つの漁協の組合員の混在、加えて、君津製鉄所関連の新住民の流入は、新しい動きを見せることとなる。

例えば、旧青堀南部漁協が存在していた西川地区では、一八三軒が行政の末端組織として、また、自治的な地区の運営組織として、区長および副区長一、会計二名の区三役をおき、各世帯は旧小学字単位で一四の隣組を構

成している。ここには、君津製鉄所の下請け企業の社宅として一五軒建設され、これを加えて新しい隣組が一つできている。それぞれに組長をおいている。また、団体役員（漁協役員、農協理事、農業研究会役員、農業共済会理事など）は、組長にはならないが、「大役」として、区での発言権を持っている。

この地区の区三役の選出は、年一回の総会で出席者の選挙によって選ばれるが、ここ数年、この選挙にあたって、新富津漁協のメンバーは、彼等だけで事前に協議をしてくるようになった（現区長談）、といわれる。

また、区費は、以前は、資産基準（農地、税額、海苔の柵数など）によって、六段階にわかれていたが、漁業権放棄後、七一、二年頃、指定段階の改定が行なわれ、七八年四月の「組長寄合い」で、この区費の段階区分の廃止の声が出て（多額納入者から）、「区費改訂委員会」を設置し検討の結果翌年から廃止され、一律月額一〇〇〇円となった（ただし、父子・母子家庭、低所得家庭、不遇者は八〇〇円、生活保護家庭は免除）。

また、農業研究会と区で「足し前え」をして漁協が中心となって維持していた公民館（常夫Ⅱ使丁を雇っていた）は、七三年に漁協からの申し出で、維持できなくなり、常夫を退職させ、市に移管した。

このように「開発」の影響を直接的に受けた富津地域社会、なにかずく時代の波と目先の補償金によって漁業権を放棄した漁民は、不況下、「開発」事業の遅れもあって、転業もままならず縮小・再編の過程で、対立と矛盾をあらわにしてきた。加えて、新日鉄関連の新住民の流入もあって、従来の居住地と産業と漁協が一体となっていた地域・漁民社会の統一性も崩れてきた。

しかし、このような状況のなかでも新しい芽が全くみられないわけではない。それは、「自立的生産者の」ともいえる性格をもった新富津漁協に結集する漁民集団である。

彼らは前節でみたように「埋立て開発」に対して、受身の形で対応するのではなく、「海でしか生きられない」

として、海を捨てず、生業である漁業の新たな方向を、積極的・自立的に追求し、個人的ではなく集団として、新たな漁場と「平等主義の誓約団体」的な漁業団体を結成し、成功を収めている。彼らは富津地域の漁民の大半が、補償金をほぼ使い果し、長期的な見通しのない形で漁業継続か、見通しのない開発利益をあて込んだ自営業への転進か、安定性のない就業（臨時・日雇い）に変わるなかで、補償金の半分近くに当る五〇〇万円を各自が拠出し、自からの漁場と漁協を作り出したのである。その漁協運営においては委員会方式を採用し、作業における協働方式を導入し、加えて、研究開発を重視することによって海苔養殖技術の向上を計り、組合員全員の「生業としての漁業」の経済的自立性を集団的に高めようと努力してきているのである。

この新富津漁協に結集する漁民に、“遅れてきた開発”がもたらす矛盾のなかでの一つの見通しのある対応の仕方を、我々は見ることができるかもしれない。

しかし、このような芽が、自からの生業のレベルだけでなく、地域社会の再生にむけてどのような役割を果たすが、次の問題であろう。旧四漁協漁民の対立、とくに残存海域での漁業継続をめぐる問題での調整に、新富津漁協は一定の役割をこれまでも担ってきた。また、地域の保守的なボス支配に対する批判の力ともなっているようである。富津を地盤とする「ハマコウ」も新富津漁協には足を入れられないといわれている。しかし、次の市議会議員選挙では、新日鉄関連で、「民社党から二人当選するだろう」といわれているように、地域社会に隣接市君津の新日鉄の影響が出はじめ、また、企業誘致による「地域開発」が地域社会を、これまでいくつもの地域で見られたように、進出企業の支配下においてしまうような事態が、富津でも予想されないと限らないなかで、自からの生業の世界にとじこもるだけでは、「開発」に押しつぶされもれてしまう危険があるであろう。

本稿を作成するに当って、富津市役所の職員、漁協関係者、市議員など多くの方々に、時間をさいていただき資料の提供や面倒な質問に答えていただくなど、大変お世話になった。いちいちお名前はあげないが感謝の意を示しておきたい。